

令和3年度大型展示会への県ブース出展等支援事業受託者募集要領

県では、国内外の大都市で開催される大型展示会へ愛媛県ブースを出展し、東予に集積する製造業をはじめとする、県内のものづくり企業の優れた技術力や商品力等をアピールすることにより、愛媛のものづくり企業の知名度向上や商談への端緒を開くため、「大型展示会への県ブース出展等支援事業」を実施します。

なお、一部の展示会においては、四国地方産業競争力協議会連携プロジェクトとして、四国各県企業の優れた製品・技術の国内外販路開拓を四国4県が連携して支援する「四国企業販路開拓マッチングプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の位置づけとして実施します。

つきましては、次のとおり事業実施受託者を募集します。

1 委託事業の概要

・大型展示会への出展

①関西機械要素技術展（大阪、令和3年10月）、N+（東京、令和4年2月）、スマート工場EXPO（東京、令和4年1月）、機械要素技術展（東京、令和4年3月）等の4展示会への出展を希望する愛媛のものづくり企業の募集、選考

※上記展示会のうち、機械要素技術展においては、プロジェクトの位置づけとして実施する

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、類似の展示会への振替出展も認める

②出展に関する業務支援の実施

③出展アドバイザーによる出展・商談支援及びフォローアップ等の実施

④その他、出展支援に資する活動

・個別商談会の開催

①大手企業に対して個別商談会を実施

②大手企業と県内企業のマッチングアレンジ

③県と連携した商談後のフォローアップ

④その他、販路開拓支援に資する活動

・バーチャル展示会の開催

①プラント・環境技術の30社程度の募集、選考

②ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮した閲覧者目線のサイトの設置

③製品・技術について、より訴求力の高い動画・画像・記事を作成・表現

④愛媛ものづくり企業「スゴ技」データベースサイトの保守管理業務受託事業者と連携し、同サイトとの相乗効果を図る

⑤しかるべき効果が得られる広報広告・PRを実施

2 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 委託料 委託料の額は、29,225千円を限度とします。
(消費税及び地方消費税を含む)

4 応募要件

愛媛県内に主たる事務所を有する産業支援機関（※）で、次の条件を満たし、委託事業を的確に遂行できると認められるものとします。

- 事業実施に必要な組織体制の確保が可能であること。
- 大型展示会へのブース出展支援や個別商談会開催の実績を有していること。
- 事業実施にあたって県内全域を対象とした事業展開が可能であること。

※ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に規定する中小企業団体及び中小企業団体中央会、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づく商工会議所若しくは商工会議所の連合会又は商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づく商工会若しくは商工会の連合会、株式会社又は中小企業の経営革新等の支援において実績を有する一般社団法人等をいう。

5 留意事項

- (1) 県や産業支援機関が実施する他の事業と連携し、効果的な事業執行に努めること。
- (2) 参加企業の募集、選考及び愛媛ブース、バーチャル展示会の企画、実施等については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。
- (3) 大型展示会への出展企業について、県内企業に幅広く出展の機会を与えるため、同一企業の同一展示会への 3 年連続の出展及び同一年度内の複数回の出展は原則禁止する。
- (4) 大型展示会への出展企業から出展料として、各社 3 万円～5 万円程度を負担させること。
- (5) 出展アドバイザーは、本事業の趣旨に賛同し、積極的に活動できる産業支援機関コーディネーター等経験者、研究機関技術者、企業OBなど、出展企業の商談支援に貢献できる者を登録して設置すること。ただし登録、変更は、あらかじめ県の承諾を得るものとする。
- (6) 機械要素技術展への出展は、四国 4 県及び産業支援機関と連携して実施する。
- (7) 出展企業の商談実績等の経過把握を実施すること。

6 提出書類

- (1) 令和 3 年度大型展示会への県ブース出展等支援事業企画書（別紙様式）
提出部数は、企画書は 1 部。
ただし、企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は 5 部。
- (2) 定款等、直近の決算書・事業報告書 各 1 部。

7 提出期限 令和 3 年 4 月 5 日（月）午後 5 時必着

8 実施予定団体の選定

- (1) 令和 3 年度大型展示会への県ブース出展支援等事業受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定します。
なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがあります。
- (2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知します。審査結果についての異議申し立ては認めません。

9 問合せ及び提出先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ
〒790 - 8570 松山市一番町 4 丁目 4 - 2
TEL 089 - 912 - 2473 FAX 089 - 912 - 2259